

不均一課税（免除）申請必要書類一覧（チェックリスト）

必 要 書 類 ※全て2部ご提出下さい	新規	継続
<input type="checkbox"/> 申請書		
様式第1号 設備の新設届出書		
様式第2号 固定資産税の不均一課税（免除）申請書		
様式第2号 付表（償却資産については、集計表・種類別明細書ともに必要）		
<input type="checkbox"/> 産業振興機械等の確認書 ※半島振興法・過疎法 適用の場合のみ		
産業振興機械等の確認書の写し（松阪市長印押印のもの）		
<input type="checkbox"/> 確定申告関係 ※資産の取得が2事業年度にわたる場合は2事業年度分必要		
法人税申告書別表一（確定申告書）の写し		
法人税申告書別表第十六「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し（個人の場合は、青色申告に係る減価償却計算書）		
特別償却の附表（租税特別措置法第12条又は第45条関係） 同条の特別償却を受けていない場合は、その理由書 （企業立地促進法、地域未来投資促進法適用の場合、提出不要）		
<input type="checkbox"/> 事業内容等確認関係		
事業内容に関する書類（パンフレット等）		
事業所（敷地全体及び工場等建物）の見取図		
年次別建設計画書		
製造ライン及び製造工程が確認できる資料		
<input type="checkbox"/> 償却資産関係 ※償却資産が対象である場合のみ		
対象償却資産を明示する配置図		
<input type="checkbox"/> 家屋関係 ※家屋が対象である場合のみ		
請負契約書等の写し（家屋の取得価額が分かるもの）		
対象面積を求積できる図面（対象部分が一部の場合）		
<input type="checkbox"/> 土地関係 ※土地が対象である場合のみ		
売買契約書・登記簿謄本の写し		
建築確認済証、請負契約書の写し（建物の建築着手年月日が分かるもの）		
対象面積を判別できる図面		

※ 上記は主な必要書類で、状況に応じ書類の追加提出をお願いする場合があります。

※ 必要な書類の提出を受けられない場合、又は、提出書類・現地確認により必要条件を満たすことが確認できない場合、不均一課税・免除の決定が行えません。

問い合わせ・提出先… 松阪市役所 資産税課（不均一課税担当）

住所： 〒515-8515

松阪市殿町1340番地1

TEL： 0598-53-4033、4036、4038